

令和8年度

工 事 仕 様 書


工 事 名	街路樹剪定管理業務委託 4
工 事 場 所	川越市南台 3 丁目地内ほか
路 河 川 名 称	
事 業 名	
工 事 大 要	

本設計書又は本仕様書の語句のうち「工事」は「委託」と読み替えるものとする。

(剪定)

冬期高木剪定 : 684本

寄植剪定 : 4,025m<sup>2</sup>

(管理)

抜根除草 : 2,877m<sup>2</sup>

機械除草 : 10,757m<sup>2</sup>

変更理由							
備考							
地区	( 0001 ) 県南	労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00		
単価適用年月	( R0804 ) 令和08年04月						
工期	当初	自		至			
		日数					
	変更			至			
経費適用年月	令和08年04月						
主たる工種	道路維持工事						
施工地域	一般交通影響有り (2) -1						
設計	当初金額			変更金額			
	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
請負	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	採用しない						

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
道路維持・修繕				1	式			
— 道路維持				1	式			
— — 植栽維持工				1	式			
— — — 樹木・芝生管理工				1	式			
— — — — 樹木せん定				1	式			第1号内訳書
— — — — 寄植せん定				1	式			第2号内訳書
— — — — 抜根除草				1	式			第3号内訳書
— — — — 機械除草				1	式			第4号内訳書
— 直接工事費				1	式			
— — 共通仮設費計				1	式			
— — — 共通仮設費（率分）				1	式			

## 本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ 純工事費					式			
				1				
_ _ 現場管理費					式			
				1				
_ 工事原価計					式			
				1				
_ _ 一般管理費等					式			
				1				
工事価格					式			
				1				
_ 消費税相当額					式			
				1				
工事費合計					式			
				1				

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

第1号一位代価表(内訳書) 樹木せん定

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理 高木せん定 冬期 幹周30cm未満	4	本			
道路植栽工 植樹管理 高木せん定 冬期 幹周30cm以上60cm未満	59	本			
道路植栽工 植樹管理 高木せん定 冬期 幹周60cm以上90cm未満	405	本			
道路植栽工 植樹管理 高木せん定 冬期 幹周90cm以上120cm未満	216	本			
枝処分費	1	式			
合計					

第2号一位代価表(内訳書) 寄植せん定

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理 寄植せん定 低木(株物)	4,025	m2			
枝処分費	1	式			
合計					

第3号一位代価表(内訳書) 抜根除草

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路植栽工 植樹管理 除草 抜根除草 植込み地	2,877	m2			
合計					

第4号一位代価表(内訳書) 機械除草

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
機械除草I(肩掛式)	10,757	m2			第1号施工表
集草	10,757	m2			第2号施工表
積込・運搬	10,757	m2			第3号施工表
合計					

第 0001 号 一位代価表(施工歩掛表) 機械除草I(肩掛式)

1,000.00 m2 当り

(WB610130)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
軽作業員		人			
草刈機[肩掛式] カッタ径255mm		日			JAC
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	m2	当り		

第 0002 号 一位代価表(施工歩掛表) 集草

1,000.00 m2 当り

(WB610150)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	m2	当り		

第 0003 号 一位代価表(施工歩掛表) 積込・運搬

1,000.00 m2 当り

(WB610160)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
普通作業員		人			
トラック[普通型]2t積		hr			第4号施工表
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	m2	当り		

第 0004 号 一位代価表(施工歩掛表) トラック[普通型]2t積

1.00 hr 当り

(K0302002)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般)		人			
軽油		L			
トラック[普通型] 2t積		hr			JAC
合 計	1	hr	当り		

## 街路樹剪定管理業務委託 特記仕様書

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、川越市建設部道路環境整備課の所掌する、街路樹の剪定管理を委託する場合に適用する。

### (委託の目的)

第2条 本委託は、植栽地の環境を良好に保ち、道路の機能・空間との調和、景観の創出・維持、樹勢の維持を図ることを目的として、街路樹の剪定管理を委託する。

### (委託の期間)

第3条 本委託の期間は、契約締結日から令和9年3月12日までとする。

### (受注者の義務)

第4条 受注者は、契約の履行に当たって、業務等の意図及び目的を十分理解した上で、業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

### (委託の再委託)

第5条 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、当該書面には、再委託する業務内容、再委託先の名称等、再委託が必要な理由を明記し、予定契約書の写しその他契約内容が分かる書類を添付するものとする。

### (委託業務実施計画書の提出)

第6条 受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。委託期間又は設計図書が変更された場合においても、同様とする。  
2 委託業務実施計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### (監督員)

第7条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

### (管理技術者)

第8条 受注者は、管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。  
2 管理技術者は、業務の履行に関し指揮監督しなければならないとともに、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

### (業務従事者)

第9条 受注者は、業務に従事する者を明確にし、業務の履行に関し必要な事項について監督及び教育を行わなければならない。その者を変更したときも、同様とする。  
2 受注者は、高所作業を行う場合や不測の事態が生じた場合などにおいて、発注者から求めがあった

ときは、業務に従事する者を報告しなければならない。

(業務の調査等)

第10条 監督員は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第11条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第12条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等を変更するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、委託期間又は委託料を変更しなければならない。

(設計図書等の変更)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託料の変更に代える設計図書の変更)

第14条 発注者は、委託料を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、委託料の変更又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(除草)

第15条 植栽地の抜根及び機械除草を行う際には、地元で行われるごみゼロ運動までに行うこととし、作業に併せてごみ、枯枝、枯葉、不要土砂等も除去しなければならない。

(寄植剪定)

第16条 寄植の剪定を行う際には、交差点等の見通しに支障のない高さとし、縁石等の構造物が確認できる幅としなければならない。

(中高木剪定)

第17条 中高木の剪定を行う際には、道路の境界及び建築限界を確認し、境界を越境した若しくは建築限界に入り込んだ枝等を除去しなければならない。

- 2 剪定後の切断面については防腐処理を行うものとし、剪定後の枝葉については原則としてチップ化により処分するものとする。

(防除)

第18条 受注者は、管理する植栽等に害虫の発生を認めるときは、速やかに監督員に報告するとともに、その指示により防除等の対応をとらなければならない。

- 2 防除等の実施に際しては、早朝など道路利用者の交通が少ない時間帯に行うものとし、事前に監督員の確認を受けるものとする。

(安全管理)

第19条 受注者は、業務の実施に際し交通誘導警備員を配置し、必要に応じて道路標識、保安灯、セイフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。

- 2 特に歩行者や地先利用者に対しては、導線を明示し、安全の確保を図るものとする。

(臨機の措置)

第20条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(出来形等)

第21条 受注者は、作業完了後速やかに出来形等を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

- 2 出来形等には、管理する街路樹等の位置、樹種及び以下の各号の内容を記載するものとする。
  - (1) 除草：面積が確認できる幅及び延長等。なお、街路樹のない除草のみの植栽地は別に集計する。
  - (2) 低木：形状、幹周及び樹高、寄せ植えの場合は刈り込み後の投影面積。
  - (3) 中木：形状、幹周及び樹高、寄せ植えの場合は刈り込み後の表面積が確認できる高さ及び幅等。
  - (4) 高木：幹周及び樹高。※ 樹高 60cm 未満を低木、樹高 60cm 以上 300cm 未満を中木、樹高 300cm 以上を高木とする。  
幹周は、地上から 1.2m の高さでの幹の周囲長とし、枝分かれている場合は総和の 70% とする。  
中低木の形状は、球形若しくは円筒形とする。
- 3 街路樹の管理上若しくは一般交通への影響等において課題等があれば、出来形等に特記事項として記載するものとする。

(支払い方法)

第22条 支払い方法は、2回払いとする。

- 2 支払い月は、令和8年10月（令和8年9月までの実施分）及び令和9年4月（令和9年3月までの実施分）とする。

## 令和8年度 街路樹剪定管理業務委託4 地区概要

(剪 定)	冬期高木剪定	~30cm	=	4 本
		30cm~60cm	=	59 本
		60cm~90cm	=	405 本
		90cm~	=	216 本
(剪 定)	寄植剪定	~59cm	=	4,025 m <sup>2</sup>
(管 理)	抜根除草	4,795m <sup>2</sup> ×60%×1回	=	2,877 m <sup>2</sup>
	機械除草	10,757m <sup>2</sup> ×1回	=	10,757 m <sup>2</sup>

### (特記事項)

- ・ 寄植剪定は、6月末までに行うこと。
- ・ 冬期剪定は、11月末までに行うこと。
- ・ 枯損木等を確認した場合は、伐採の実施について速やかに監督員の指示を受けること。伐採に要する経費は別途とし、監督員と協議すること。

令和8年度 街路樹剪定管理業務委託4

番号	実施場所 路線番号	樹種	冬期高木剪定(本)					寄植 (㎡)	抜根 除草 (㎡)	機械 除草 (㎡)
			~30cm 未満	30cm~ 60cm未 満	60cm~ 90cm未 満	90cm~	小計	~59cm		
1	南台3 市道0060号線 市道6102号線	モミジバフウ		15	212	38	265			
		イチョウ		5	51	33	89		69	
		サルスベリ	1	14			15			
		ケヤキ				3	3			
		オオムラサキ						2,327	2,327	
2	熊野町ほか 市道 0045, 5424, 5427, 5431, 5437, 5442, 5455, 5458号線	イチョウ		2	45	115	162		279	
		ハナミズキ	3	20			23		40	
3	砂新田1・2 市道0047号線	イチョウ		3	97	27	127		254	
4	大字下松原 市道6525号線	オオムラサキ					0	1,500	1,500	
5	新河岸駅前 ロータリー						0	198	326	
6	大字今福 調整池	除草					0			7,500
7	むさし野南ほか 市道0057号線	除草					0			1,590
8	大字今福ほか 市道6168号線	除草					0			882
9	むさし野 市道6149号線	除草					0			768
10	大塚新町 市道6059号線	除草					0			17
合 計			4	59	405	216	684	4,025	4,795	10,757
								×1回	2,877	10,757

# 案内図

国道16号

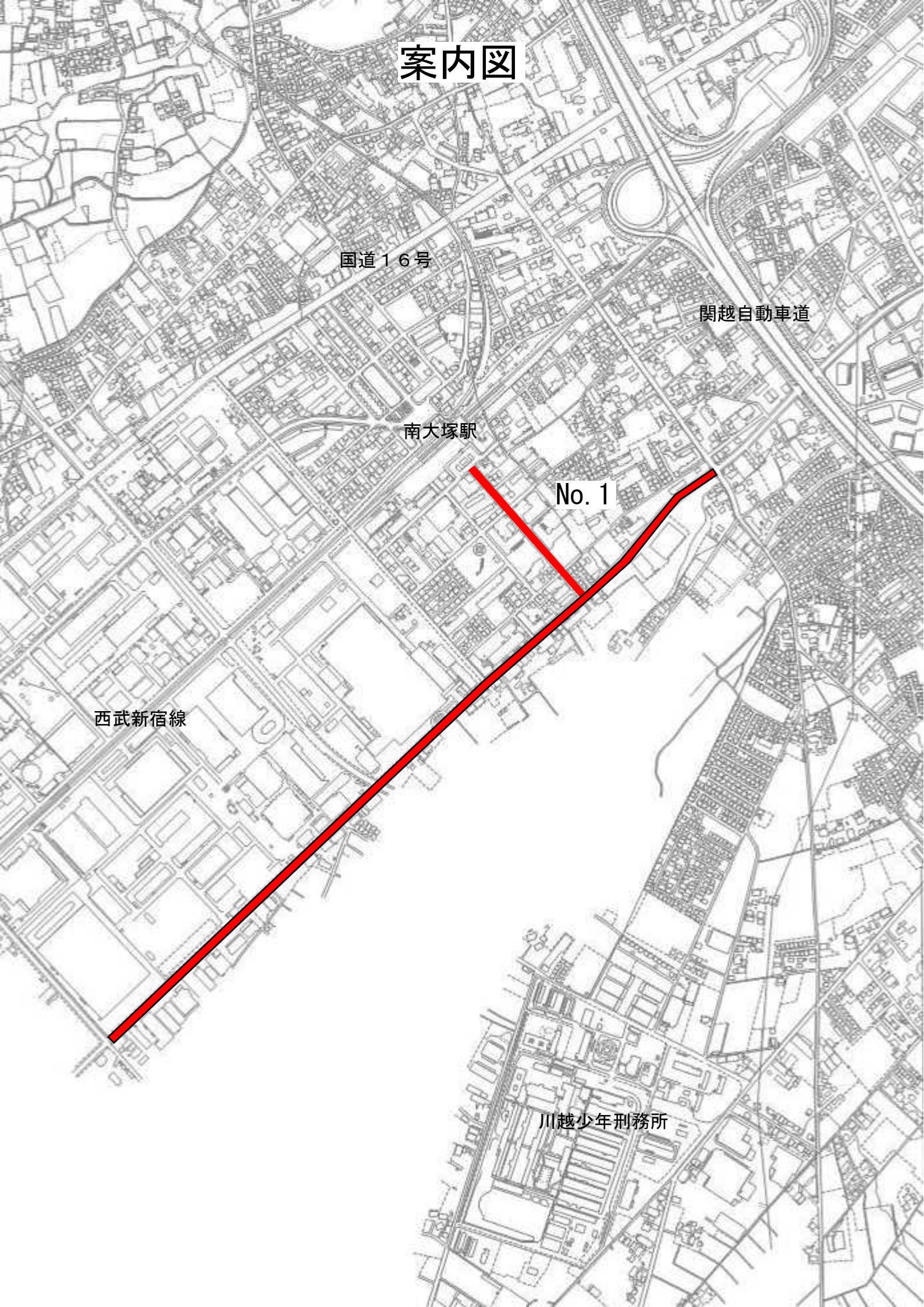
関越自動車道

南大塚駅

No. 1

西武新宿線

川越少年刑務所



# 案内図

No. 2

東武東上線

高階南小

国道254号



# 案内図

不老川

国道254号

高階北小

No. 3

高階中



高雁初越川立県

# 案内図

高階西中

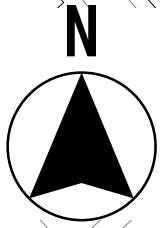
高階西小

No. 4

関越自動車道

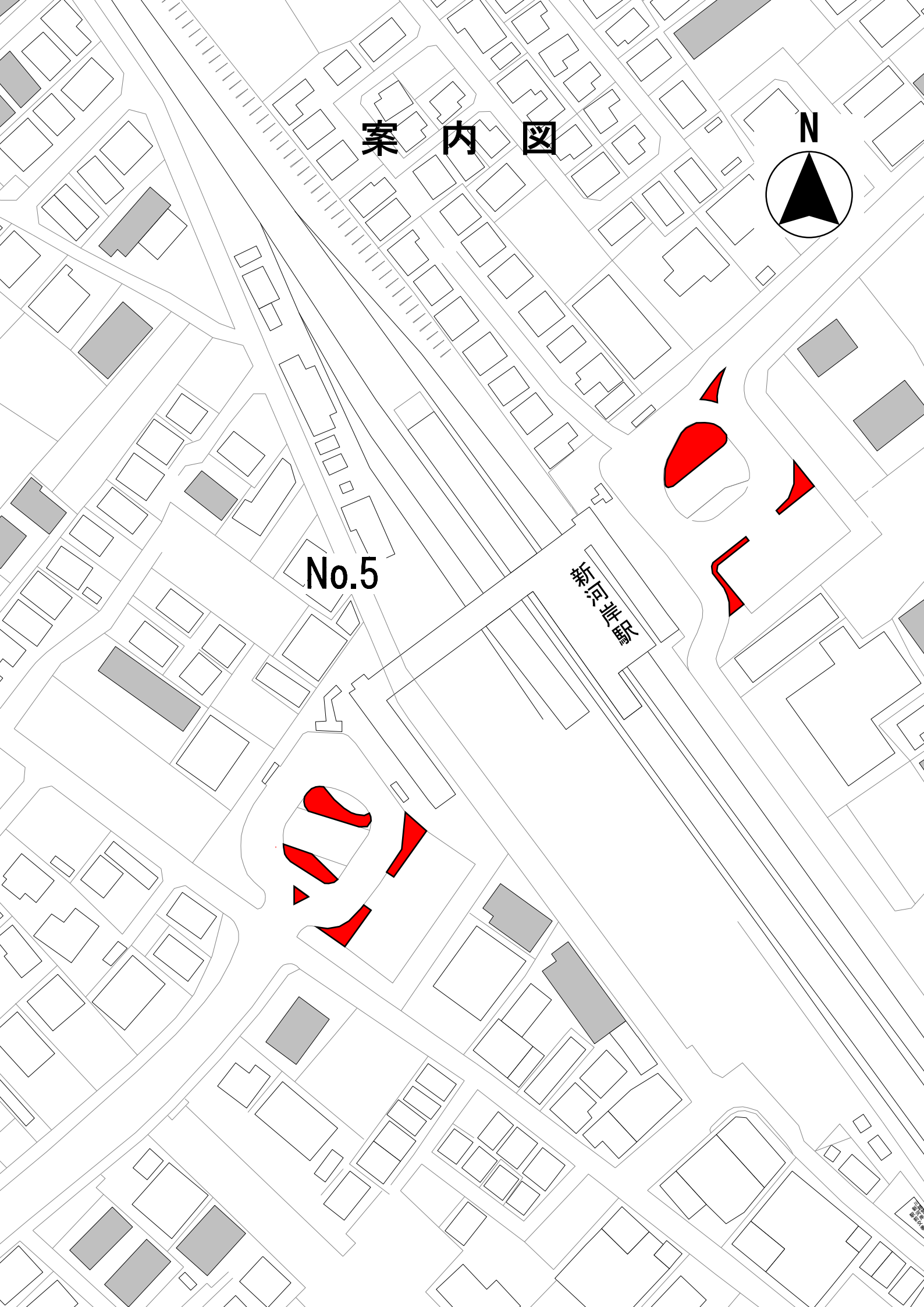


# 案内図



No.5

新原北詰



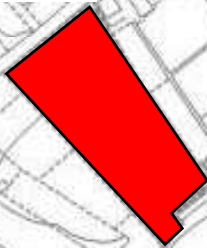
# 案内図

県立川越初雁高

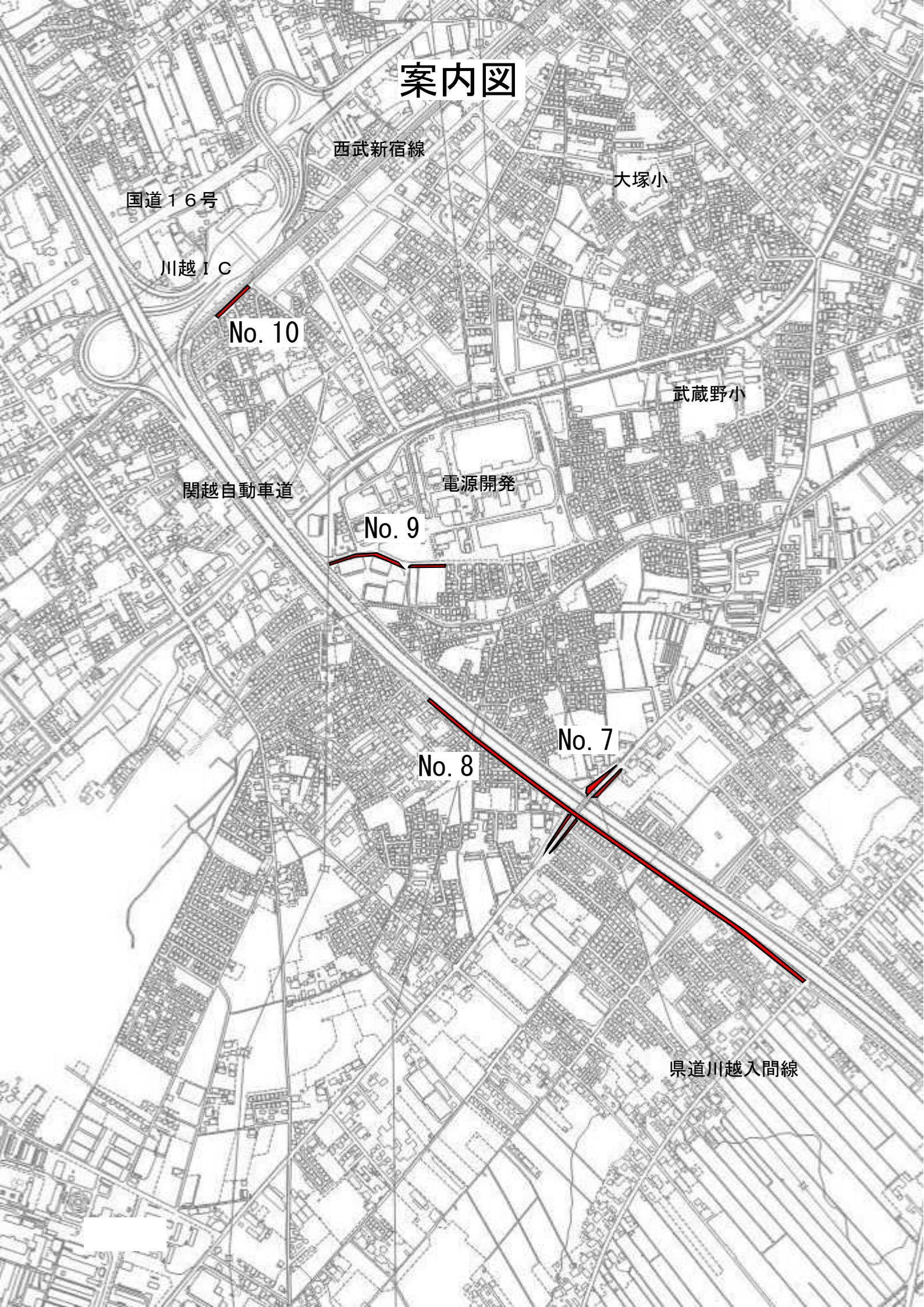
川越南文化会館

No. 6

関越自動車道



# 案内図



西武新宿線

大塚小

国道16号

川越IC

No. 10

武蔵野小

関越自動車道

電源開発

No. 9

No. 7

No. 8

県道川越入間線